

差し押さえ強化月間に

差し押さえ 97件

換価(取立て)額 332万円

広報とば平成21年10月1日号でお知らせした「差し押さえ強化月間」の取り組みの結果、滞納者から以下の差し押さえを行ないました。

税務課特別滞納整理係 ☎25 1 1 3 6

市では、税負担の公平性と累積滞納額の縮減を図るため、平成18年度から特別滞納整理係を設置し、滞納処分重視の徴収を行っています。以前は、滞納者宅への訪問徴収による収納業務を実施していましたが、納付が進まない、計画性の無い「ある時払い」になるなど、滞納額が累積する一方でした。また、自主的に納付していただいているかたが9割以上いる中で、訪問徴収は不公平ではないかという考え方により、現在は自主納付を推進しています。その中で、再三にわたる催

預貯金は、差し押さえした後、すぐに換価して、滞納市税へ充当します。また、生命保険などは、差し押さえ後も自主的な納付がみられないと、強制的に保険契約を解約し、解約返戻金などを滞納市税へ充当することになります。なお、換価の前に滞納市税が完納になった場合は、それにかかる差し押さえを解除します。

差し押さえ

滞納処分

滞納処分(差し押さえ)の状況

(平成21年11月末の状況)

財産の種類	件数
預貯金	60件
給料	1件
賃料	1件
不動産	19件
出資金	3件
生命保険	13件
合計	97件
換価(取立て)額	332万円

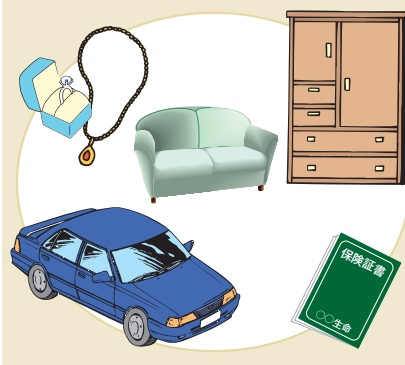
告を行っても、納付の意思がみられない滞納者に対しては、差し押さえ処分を行います。

換価

お金に換えて滞納市税へ充当

不動産公売

公売予定6件
600万円納付



差し押さえ後も納付に進展がない場合には、差し押さえた不動産を鑑定(鑑定費用は、滞納者が負担)後、公売し、滞納市税へ充当します。今年度、公売を予定していた不動産のうち6件については、差し押さえ強化月間に約600万円の納付があり、公売が中止となっています。また、より多くのかたに入札に参加していただくため、広報とばや市ホームページへ掲載することで周知をし、インターネットを利用した公売も行っています。

市滞納整理特別対策本部

市では、滞納となっている市税・国民健康保険税や使用料の解消を図るため、平成21年11月と12月に市幹部職員で構成された市滞納整理特別対策本部員による市税・国民健康保険税、市営住宅使用料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、下水道使用料の徴収に集中して取り組みました。その結果は、下記のとおりです。

■取り組みによる徴収結果

	折衝件数	徴収額
市税・国民健康保険税	400件	7,005,841円
市営住宅使用料	24件	163,100円
後期高齢者医療保険料	172件	1,582,243円
介護保険料	45件	285,000円
下水道使用料	22件	541,000円
合計	663件	9,577,184円

公平 公正

すべての市税については、みなさまの資産や所得に応じて計算され、公平に負担していただいています。また、市営住宅や下水道などを使用されているかたには、その対価として料金がかかります。大多数のかたがきちんと納付されている中、これらの滞納を放っておくことはできません。



また、市税や使用料は、市のあらゆる行政活動を行う上での重要な財源となります。

市では、きちんと納付されているかたとの不公平をなくすことはもちろんのこと、市の大切な財源確保のために、市税等の納付に応じない滞納者には、今後も厳しい滞納処分を行うなどの取り組みを強化していきます。

地方分権や少子高齢化の時代、大きな夢と希望を持てる豊かな鳥羽市を築くために、みなさまのご理解とご協力をお願いします。



相談窓口

けがや病気、失業など、やむを得ない事情により、一時的に納付が困難になった場合には、そのまま放置せず、各係まで相談をしてください。

市税・国民健康保険税	税務課管理収納係	☎ 25 1 1 3 2
	特別滞納整理係	☎ 25 1 1 3 6
市営住宅使用料	建設課管理係	☎ 25 1 1 7 1
後期高齢者医療保険料	市民課保険年金係	☎ 25 1 1 4 8
介護保険料	健康福祉課介護保険係	☎ 25 1 1 8 6
下水道使用料	水道課下水道係	☎ 25 1 1 6 1